

評価項目及び基準	機構自己評価	具体的な対応状況等	委員評価	特記事項 (意見・提言)
<p>1 推進体制・方法</p> <p>(1) 市町村等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	<p>A</p>	<p>「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行(R5.4.1)により、市町村が協議の結果を踏まえて県内全233地区で「地域計画(目標地図)」が策定された(令和6年度末)。令和7年度からは、そのブラッシュアップ等の取組を推進することとされ、機構は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、農業委員会、農業協同会及び土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業を実施した。</p> <p>[国]</p> <p>1 国意見交換会等への参加</p> <p>(1) 地域計画の推進に係る意見交換会への参加 地域計画の推進、ブラッシュアップに向けて、農林水産省が開催する先進的な地域との意見交換会へ、県、県内自治体、JAなどとともに参加し、先進地域の取組みについて情報収集を行った。 地域計画の推進に向けたWEB意見交換(7/30,9/30,12/3,1/28)</p> <p>(2) 農林水産省・北陸農政局の現地視察・意見交換会への参加 農林水産省や北陸農政局の県内市町村等における現地視察・意見交換等に、県とともに参加した。 農林水産省との県及び農地中間管理機構ヒアリング(6/23) 令和7年度予算概算決定の説明等に係るWeb会議(1/23) 北陸農政局との意見交換(5/15,9/18) 農地中間管理機構担当部課長会(3/17)</p> <p>[連絡協議会]</p> <p>2 富山県農地中間管理事業連絡協議会の開催</p> <p>(1) 県、市町村、JA、農業会議及び県土地改良事業連合会など関係機関を構成員とする「富山県農地中間管理事業連絡協議会」を開催し、農地中間管理事業予算や関連制度活用、推進体制や事務手続きの留意点等について情報共有し、課題を整理・検討のうえ対応を協議、決定した。(7/24,3/9)</p> <p>(2) 農地中間管理事業連絡協議会活動方針を策定し、これに基づき活動を展開した。 ⇒参考資料1、2</p> <p>[県農業会議及び農業委員会]</p> <p>3 農地中間管理事業の周知</p> <p>県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象とした研修会で、農地中間管理事業について説明した。</p> <p>(1) 市町村農業委員会、農政担当課職員研修会(5/22~23) (2) 農業委員会研修会(3/16) (3) 機構業務執行理事が、県農業会議の常設審議委員会に出席し、必要に応じ助言</p> <p>[市町村等18団体]</p> <p>4 市町村毎の課題の抽出と対応方針の検討</p> <p>(1) 地域計画に係る地域の協議の場への参加 市町村からの要請により、地域計画のブラッシュアップに係る地域の協議の場へ参加し、農地中間管理制度の説明を行った。 ①富山市 地域の協議の場(10地区、11~12月) ②高岡市 協議の場(2地区、2月) ③小矢部市 地区検討会(4地区、12月)</p> <p>(2) 市町村等と連携した農地に関する課題の解決</p> <p>①農地の保全管理(5.1ha 氷見) ※⑥6.0ha 担い手が急遽不在となり耕作が困難となった農地を保全管理(耕起、草刈等)しつつ、新たな担い手を探した。</p> <p>②遊休農地の解消(2.3ha(滑川1.9ha,魚津0.2ha,氷見0.2ha)) ※⑥3.3ha 遊休農地解消対策事業を活用し、遊休農地の耕起、草刈等を行い、担い手への転貸を図った。 ・遊休農地解消対策事業説明 滑川市(4月)、魚津市(11月)</p> <p>③所有者不明農地(6.1ha(射水市、立山町、朝日町)) ※⑥0.4ha 等の知事裁定による機構活用 所有者等を確知できない耕作放棄地等を解消するため、農業委員会からの申請に基づき、知事による利用権設定の裁定を行った。</p>	<p><u>A</u> (5名)</p>	

	<p>(3) その他上記のほか、農地中間管理、遊休農地解消、所有者不明農地に関する市町村からの相談について、課題を共有し、関係者との調整を行った。</p> <p>[合理化協会・他県]</p> <p>5 全国農地保有合理化協会 コーディネーター研修会 (WEB) (6/26)</p> <p>6 他県との情報交換・課題共有 農地中間管理機構北陸ブロック (4 県) WEB 会議 (3/26) 農地中間管理機構北陸ブロック (4 県) 会議・現地研修 (石川県 (10/8~9))</p>		
<p>(2) 農業者への周知徹底、新規就農者や企業への対応</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>1 広報活動の強化</p> <p>(1) パンフレットの作成 ※機構集積協力金や固定資産税軽減措置、遊休農地解消事業も記載。 17,000 部：農家配布、市・JA等の窓口に設置等 (6 月)</p> <p>(2) 農業参入フェア 2025 (東京 12/17) でのPR 農業参入を希望する法人を対象とした農水省主催イベントにおいて、ブースを設置し、個別相談への対応やパンフレットの配布を行った。</p> <p>2 担い手との意見交換と機構活用促進</p> <p>(1) 地域計画に係る地域の協議の場への参加 (再掲) 市町村からの要請により、策定した地域計画のブラッシュアップに係る地域の協議の場へ参加し、農地中間管理制度の説明を行った。 ①富山市 地域の協議の場 (10 地区、11~12 月) ②高岡市 協議の場 (2 地区、2 月) ③小矢部市 地区検討会 (4 地区、12 月)</p> <p>(2) 基盤整備事業との連携と機構活用促進 基盤整備実施地区等において、農地中間管理事業の活用を推進した。 ①国営農地再編整備事業 (水橋地区) 営農推進協議会 (7/8, 2/24 WT 5/22, 11/12) ②農地整備事業に係る地元説明会 ・射水市荒町 1 期地区 (5/18) ・南砺市才川七地区 (8/5) ③農地中間管理機構契約に関する説明 黒部市左岸土地改良区 (7/17) 県土地改良連合会での研修会での説明 (8/5)</p>	A (5名)
<p>(3) 農業者、委託先の負担軽減等への取り組み</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>1 法律改正に伴う農地中間管理事業規程の改正 地域計画の実現を推進するための担い手への集積に係る規程の改正について、集積が進むよう、市町村等に対し連絡協議会で説明した。 (1) 遊休農地の解消に伴う担い手への権利設定手続の迅速化等 ・遊休状態が解消されれば貸付けが行われると見込まれる農地について、所有者等に対し中間管理権の設定に向け、共有者の同意の取付けや借受に向けた農地の整備準備等を促し、遊休農地解消対策事業の活用による農地の有効利用に努める。 ・所有者不明の農地のうち、利用権設定に適合する農地を順次、知事裁定を申請し、できるだけ早期に利用権を設定して担い手への集積を図る。</p> <p>(2) 機構関連農地整備事業の基準の緩和 ・事業実施主体の対象に、市町村を追加 (従来は都道府県のみ)</p> <p>2 事務処理マニュアルの説明・問合せ対応 業務が適切かつ効率的に行われるよう、作成・配布した事務処理マニュアル (事務の手引き) について、市町村等の担当者からの問合せ等に対応するとともに、連絡協議会の機会を通じて、留意点の説明等を行った。</p>	A (5名)
<p>(4) 基盤整備等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>1 基盤整備事業との連携と機構活用促進 (再掲) 基盤整備実施地区等において、農地中間管理事業の活用を推進した。 ①国営農地再編整備事業 (水橋地区) 営農推進協議会 (7/8, 2/24 WT 5/22, 11/12) ②農地整備事業に係る地元説明会 ・射水市荒町 1 期地区 (5/18) ・南砺市才川七地区 (8/5)</p> <p>2 所有者不明農地等の知事裁定による機構活用 (再掲) 所有者等を確認できない耕作放棄地等を解消するため、農業委員会からの申請に基づき、知事による利用権設定の裁定を行った。</p>	A (5名)

<p>2 活動成果</p> <p>A:一定の成果をあげている。 B:あまり成果をあげていない。 C:ほとんど成果をあげていない。</p>	A	<p>1 担い手への農地集積率 ⑦ 71.7% 全国5位 (⑥ 71.0% 全国5位) 県集積面積 40,852 ha/県耕地面積 57,000 ha</p> <p>2 耕地面積に占める機構借入面積(ストック)の割合 ⑦ 29.1% 全国2位 (⑥ 24.7% 全国2位) 機構借入面積(ストック) 16,559ha/県耕地面積 57,000 ha</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 別添参照 シート2 「活動成果」 </div>	<p><u>A</u> (5名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な傾向であるが、地域の中心的担い手に農地が集中しすぎており、地域の農地全体を維持できるサポート体制を整えていくよう、県からの指導や機構の助言が必要である。
<p>3 令和8年度 of 取り組み</p> <p>A:妥当である。 B:おおむね妥当である。 C:見直しが必要である。</p>	A	<p>1 関係機関との緊密な連携による一体的な業務推進 市町村が協議の結果を踏まえて策定した「地域計画(目標地図)」の実現に向けて関係機関が連携して取組を推進することとされており、機構は、引き続き地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進する。 また、中間管理事業対象面積の増加に伴い、農地相談員を1名増員し、引き続き、地域計画の実現に向けた市町村及び農業委員会の取組みへの積極的な協力を行う。</p> <p>2 市町村毎の課題の抽出と対策の検討 連絡協議会において諸課題に対する情報共有や対応方針の協議を行うとともに、課題を抱える市町村を中心に、国、県とも連携し、機構等の関係機関が現地に赴くなど、具体的な課題や対応策について協議を行う。</p> <p>3 利用権設定等促進事業から農地中間管理事業への円滑な移行 利用権設定等促進事業による農地の貸借が、令和7年4月以降、新規契約や契約更新ができなくなったことをはじめ、遊休農地解消対策事業、所有者不明農地制度などを引き続き周知し、農地中間管理事業の活用を図る。 また、相続放棄等による所有者不明農地が農地中間管理事業の支障となっていることから、円滑な農地の活用につながるよう、他県機構や全国農地保有合理化協会と連携し、国に事業の支障となっている課題点について、制度改正等による課題解決を図るよう、働きかける。</p>	<p><u>A</u> (4名) <u>B</u> (1名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正により、農業経営基盤強化促進法の性格が大きく変わり、地域計画づくりが同法の基軸となっている。 地域農業のビジョンとしての地域計画は、かなり重要であり、その作成に向けた具体的な内容(例えば、年齢情報をしっかり把握するなど)を市町村の地域計画策定に含めるなど、県が指導、機構が協力すべきである。また、その計画実現にあたっては、手段(制度的な仕組み)ともなる農用地利用規程等を積極的に活用・推進すべきである。
<p>4 総合評価</p> <p>A~Cの3段階で評価 A:良好。 B:普通。 C:不十分。</p>	A		<p><u>A</u> (5名)</p>	<p>概ね良好に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 集積については順調に進んでいる。一方で、担い手が将来不足していくことが目に見えているため、この対策が急務。 市町村における地域計画の策定(ブラッシュアップ)にあたっては、他部局の将来計画(例えば、道路整備等)も踏まえるよう、連携していただきたい。